

## 令和2年度第2回富良野市中小企業振興促進審議会

日 時 令和2年11月20日(金)

午後2時00分～

場 所 コンシェルジュフラノ2F大ホール

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 会長挨拶

4. 報告事項

新型コロナウイルス感染症影響対策について

5. 議 事

議案第1号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について

6. その他

7. 閉 会

## 富良野市中小企業振興促進審議会委員名簿

任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

(順不同、敬称略)

氏名	所属
平 沢 幸 雄	団体推薦 (富良野商工会議所副会頭)
大 玉 英 史	団体推薦 (富良野商工会議所専務理事)
市 村 英 規	団体推薦 (富良野商工会議所工業委員長)
杉 谷 久 己	団体推薦 (山部商工会事務局長)
吉 田 幸 生	団体推薦 (新相生商店街振興組合理事)
奈 良 定 雄	団体推薦 (五条商店街振興組合理事長)
倉 西 裕 明	団体推薦 (富良野金融協会会長、 北洋銀行富良野支店支店長)
荒 木 美 恵 子	団体推薦 (公益社団法人富良野地方法人会 女性部会)
福 井 早 苗	学識経験者 (北海道中小企業家同友会旭川支部 富良野地区会会長)
山 崎 時 枝	学識経験者 (富良野中央婦人会書記)
(応募者なし)	公募委員

(報告事項)

新型コロナウイルス感染症影響対策について（11/5 時点、商工観光関係分）

- ・ プレミアム付飲食クーポン券  
発行数 25,000 枚 発行額 30,000 千円
  
- ・ 経営支援臨時補助金  
申請状況 476 件 125,876,202 円
  
- ・ 新型コロナウイルス対策経営支援臨時貸付金  
（富良野商工会議所へ委任）  
貸付状況 18 件 22,000 千円
  
- ・ 休業協力・感染リスク低減支援金  
申請状況 177 件 28,800 千円  
（内訳）  
富良野市申請分 32 件 6,400 千円  
北海道申請分 145 件 22,400 千円
  
- ・ 感染防止対策支援補助事業  
（中小企業振興総合補助金）  
申請状況 66 件 8,204 千円
  
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策イベント・情報発信支援事業  
（中小企業振興総合補助金）  
申請状況 5 件 1,923 千円
  
- ・ 富良野産品消費拡大事業（送料無料キャンペーン）  
3,939 件 5,875,320 円（送料分）
  
- ・ 地元店舗応援クーポン販売状況（11/5 現在＝最終）  
市民向け 500 円券×390,000 枚（30,000 セット）完売
  
- ・ 観光事業者経営応援金（コロナ対策基本型）  
申請状況 68 件 32,965 千円

議案第 1 号

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について

I 諮問事項

審議会への諮問事項

富商観第 209 号  
令和 2 年 11 月 10 日

富良野市中小企業振興促進審議会会長 様

富良野市長 北 猛俊

富良野市中小企業振興条例に基づく対策事業の制度改正について（諮問）

下記の事項について、富良野市中小企業振興促進審議会へ諮問するので、審議を求める。

記

1. 諮問事項 富良野市中小企業振興条例に基づく  
富良野市中小企業振興総合補助金制度改正（案）について

（別紙のとおり）

## 議案第 1 号 富良野市中小企業振興総合補助金の制度改正について

### 1. 中小企業振興総合補助金における宿泊業（簡易宿所）の取り扱い

#### 【これまでの経過】

- ・ 宿泊業は、日本標準産業分類上、下の表に記載のとおり「旅館、ホテル」、「簡易宿所」、「下宿業」などに大きく分類される。このうち店舗等新築改修費補助事業、新規出店家賃補助事業においては、補助対象を「旅館、ホテル」に限定してきたところである。これは補助制度を始めるにあたり、旅館業法において、旅館営業で 5 室以上、ホテル営業で 7 室以上それぞれ客室を設ける必要があったが、簡易宿所においては 1 室からでも営業可能であった。そのため設備規模の違いから新築や改修工事に要する費用負担を考慮したことや、制度の創設当初は市内宿泊事業者の多くが旅館、ホテル営業があったことから、「旅館、ホテル」のみを補助対象にした経過がある。

#### （日本標準産業分類による宿泊業の区分）

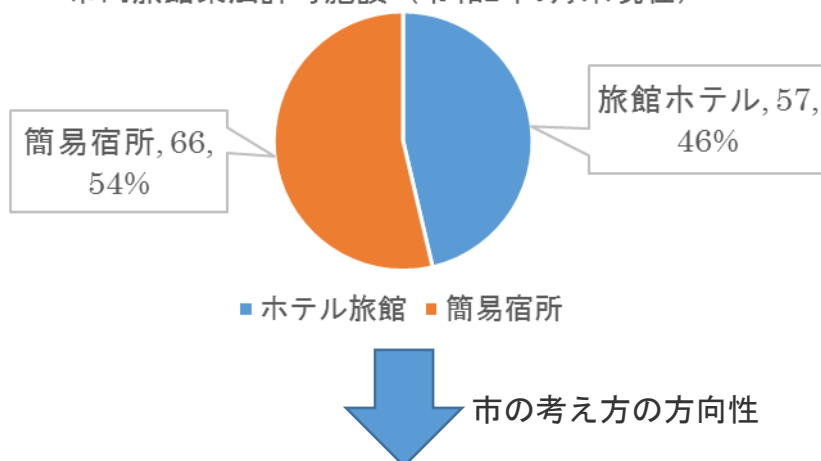
大分類	M	宿泊業、飲食サービス業	
中分類	75	宿泊業	
	751	旅館、ホテル	→ これまでの補助対象
		7511 旅館、ホテル	
	752	簡易宿所	
		7521 簡易宿所	
	753	下宿業	
		7531 下宿業	
	759	その他の宿泊業	
		7591 会社・団体の宿泊所	
		7592 リゾートクラブ	
		7599 他に分類されない宿泊業	

#### 【制度改正の背景と考え方】

- ・ 2018 年の旅館業法の改正により、種類が別々だった旅館営業とホテル営業が統合され「旅館・ホテル営業」となり、さらにこれまで営業許可に必要な最低客室数の要件がなくなり、簡易宿所と同様に 1 室からでも営業可能になった。このことにより客室の広さの違いなどはあるものの、「旅館・ホテル営業」と「簡易宿所営業」の違いが明確でなくなっている。

- また、市内宿泊事業者における旅館業法許可件数の内訳（令和2年度9月末現在、富良野保健所公表）を見ると、「旅館、ホテル営業」57件、「簡易宿所営業」66件と簡易宿所を営む事業者数が旅館、ホテルよりも多いのが現状である。ここ数年増加している訪日外国人旅行者は、リーズナブルに宿泊でき、長期間滞在するスタイルを好むことから、市内で簡易宿所の開業が進んでおり、急増する外国人観光客の受け皿となっている。

市内旅館業法許可施設（令和2年9月末現在）



- 旅館業法の改正による営業許可の規制緩和や訪日外国人旅行者の増加による宿泊事業者の営業形態の変化に対応した補助制度の見直しが必要である。
- 今年度、本市においてコロナ対策として実施している経営支援臨時補助金や観光事業者応援金では、宿泊施設の事業継続を支援する為、既にホテル、旅館と簡易宿所の区分を問わず補助対象にしてきている。中小企業振興総合補助金においても、今後、補助対象の考え方を統一していくべきと考える。

以上のことから、中小企業振興総合補助金の補助対象として、宿泊業のうち簡易宿所も加える方向で検討する。

- 宿泊業（簡易宿所）の中小企業振興総合補助金における補助対象適否

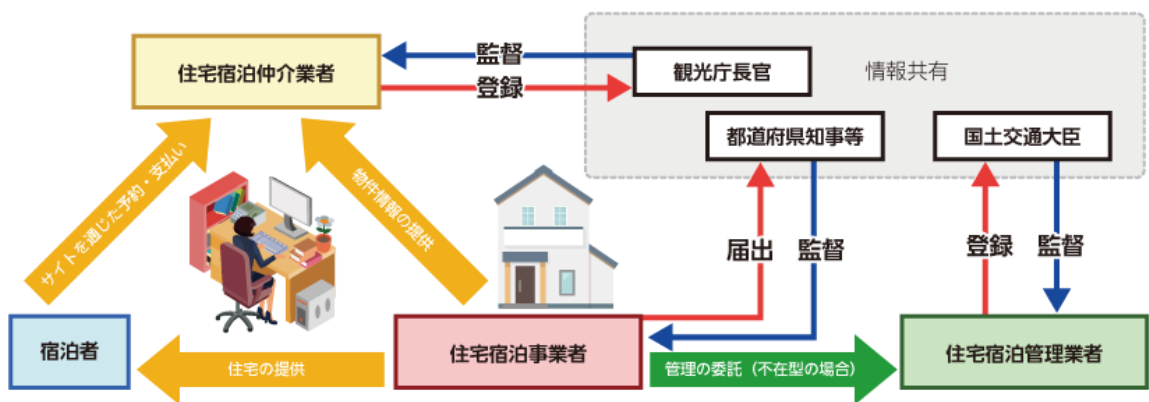
対象業種	補助事業名	改正前	改正後
簡易宿所 (宿泊業のうち簡易宿所)	店舗等新築改修費補助事業 新規出店家賃補助事業	×	○

※ただし、感染防止対策支援補助事業は、補助対象外とする。宿泊事業者（ホテル旅館、簡易宿所）の感染防止対策は、観光事業者応援金の方で支援することとしている。

## 2. 中小企業振興総合補助金における住宅宿泊事業（民泊）の取り扱い

### 【住宅宿泊事業（民泊）とこれまでの経過】

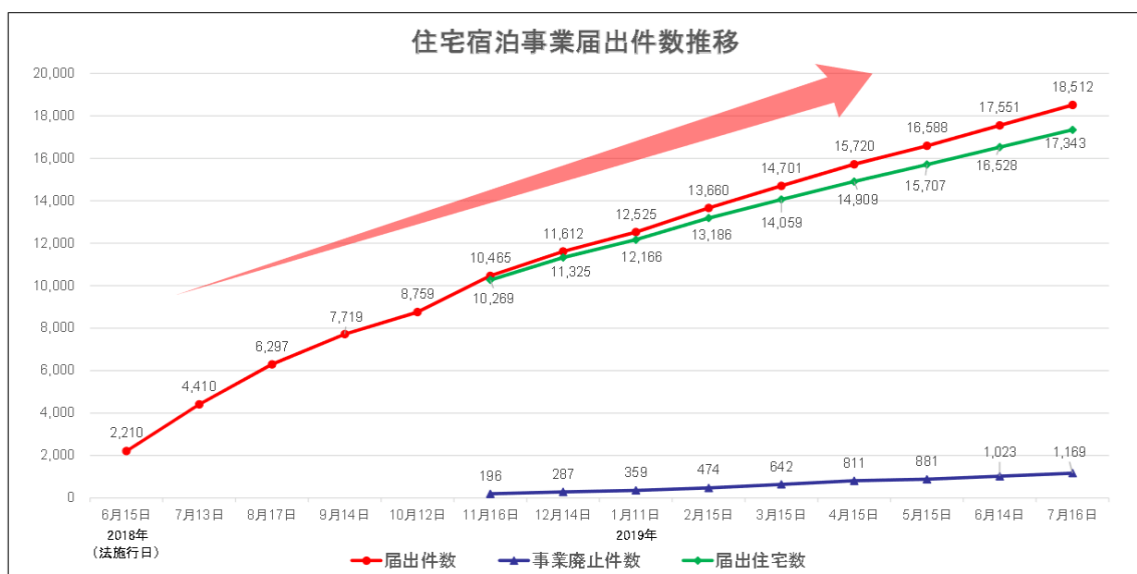
- 民泊は一般的に、旅館・ホテル営業と比較して開業や維持管理にかかるコストがかからず、税制面でも「住宅」として位置づけられ、旅館・ホテル営業よりも経費や手続き等の負担が少なく済む。それによって安価な料金設定で旅行者にサービスを提供できることから、海外旅行者を中心にニーズが高まり、ここ数年で全国的に開業件数を伸ばしてきている。本市でも新型コロナウイルス発生前においては外国人旅行者の来訪が多く、市内で民泊を運営する事業者が増えてきている。



### 届出件数等の推移



住宅宿泊事業の届出件数は、法施行後も引き続き着実に増加。7月16日時点における、住宅宿泊事業の届出件数は18,512件で、法施行日の約8.4倍となっている。  
 なお、届出件数のうち、事業廃止件数は1,169件で、7月16日時点における届出住宅数は、17,343件となっている。



- ・ 国においては、民泊の適正な運営を確保する為、平成 30 年「住宅宿泊事業法」を制定し、届出等の制度やルールを定めてきた。北海道においても同年、生活環境の悪化を防止する為、住宅宿泊事業の実施を制限する区域を定める「北海道住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」を制定してきた。
- ・ 民泊の拡大については、本市においても市議会の一般質問により、外国人旅行者によるごみ出しや騒音の問題など地域住民への影響が指摘されてきた。これまで市内では国や道が示す具体的なガイドラインに基づいて、道への届出により、認可小・中学校の敷地の出入り口周囲 100m の地域及び住居専用地域において、休日等以外は事業を実施してはいけない等、地域住民にとって安全安心で快適な環境が確保されるよう、住宅宿泊事業が進められてきているところである。
- ・ 本市の補助制度では、旅館業法と住宅宿泊事業法では許認可基準や用途が違ふことから、これまで旅館・ホテル営業は補助対象としているが、民泊は補助対象としていない。

	旅館業法の許可	住宅宿泊事業法の認可
申請方法	現地調査での許可	届出すれば認可
営業制限	なし	年間 180 日以内
用途	収益重視の経営	主に副業として

これまでの市の民泊に対する補助対象の考え方は以下のとおり。

- ① 旅館・ホテル営業は、旅館業法や北海道の旅館業法施行条例などのほかにも、消防法や建築基準法の設備等にかかる許認可の基準が民泊よりも厳しい。
- ② 一般的に旅館・ホテル営業は、施設規模（客室数、レストラン、雇用人数等）が大きく、設備投資や人件費等の開業・運転経費などに多額の経費を要する。一方、民泊は賃貸物件の利用や住宅の一部を改装してサービスを提供したり、運営を専門業者に委託するなど経費の負担が少ない。
- ③ 税制面でも民泊の建物は「住宅」とみなされ、土地・建物に賦課される固定資産税に対して、住宅用軽減税率が適用されている。
- ④ 民泊の運営にあたっては、副業として開業が可能なことや営業日数が制限されていることなどから、補助対象としていない。



(これまでの市の宿泊施設に対する補助対象適否)

宿泊業の区分	補助対象適否
旅館・ホテル営業	○
簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業(民泊)	×

【制度改正の背景と考え方】

- ・ 観光庁が本年度、インバウンド受入環境整備の取り組みを支援する「宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業」(Wi-Fi 整備、トイレの洋式化、案内表示の多言語化等の受入環境の整備)では、補助対象を旅館業法の事業者(旅館・ホテル営業、簡易宿所)に限定しており、住宅宿泊事業者(民泊)を対象としていない。  
⇒ 観光庁の見解としては、民泊は個人住宅を利用して開業する 경우가多く、私有財産の改修費等は自己負担を原則としており、補助対象に認めていない。
- ・ 一方、北海道では本年度、コロナ対策としてホテル・旅館等の衛生管理機器の整備する為、「宿泊事業者感染予防対策推進事業費補助金」を実施し、旅館・ホテル営業等の事業者のほかにも住宅宿泊事業者(民泊)へ支援している。札幌市でも北海道と同様に、住宅宿泊事業に係る届出や指揮監督を独自に執り行っており、感染防止対策に係る消耗品等の購入費用を助成する宿泊施設応援金の給付対象に民泊を認めている。  
⇒ 北海道、札幌市ともに感染防止対策においては、民泊における感染防止策の重要性を認識し補助対象としている。



市の考え方の方向性

- ・ 一般的に民泊施設は「住宅」という側面を持ち、営業時と個人住宅としての使用時の切り替えが容易なことや営業日数の制限があることなど、新築改修や家賃補助など補助金支援の性格になじまないものとする。しかし、新型コロナウイルスの感染が続く中、現在、外国人旅行客の出入国が制限されている状況にあるが、アフターコロナを見据え、旅行客の往来が再開した場合、宿泊施設での感染防止策は水際対策として一律に必要なものである。

以上のことから、新たに本市の感染防止対策支援補助事業において、住宅宿泊事業者を補助対象とする方向で検討する。

- ・ 住宅宿泊事業（民泊）の中小企業振興総合補助金における補助対象適否

対象業種	補助事業名	改正前	改正後
民泊 (宿泊業のうち その他の宿泊業)	感染防止対策支援補助事業	×	○
	上記以外のすべての事業	×	×

### 3. 中小企業振興総合補助金における深夜営業酒類提供店の取り扱い

#### 【これまでの経過】

- ・ これまで本市の補助制度においては、深夜営業酒類提供店、いわゆる日本標準産業分類の76 飲食店のうち765 酒場、ビヤホール、766 バー、キャバレー、ナイトクラブの取り扱いについて、基本的に深夜午前0時を過ぎて営業する店舗に対しては、営業時間が夜遅い時間帯であることや酒類を主として取り扱う店舗として、客層が限られていることなどから補助対象外としてきている。ただし、765 酒場、ビヤホールは、営業時間等の要件を満たすことで対象としている。
- ・ また、深夜営業に関連する店舗として風営法の許可を要する店舗や道条例の有害がん具を取り扱う店舗も対象外としてきている。

(富良野市中小企業振興総合補助金の手引きより抜粋)

◆風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業の許可又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業のための店舗、北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第19条の有害がん具類を販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、閲覧させ、もしくは交換する店舗は、対象外となります。

注 765 酒場、ビヤホールについては、風営法第33条の深夜酒類提供飲食店の届出が必要な店舗（午前0時以降に酒類を提供するお店）に該当せず、かつ①②のいずれかに該当するものは対象とできます。

- ① 午前11時から午後2時までの時間帯で連続2時間以上営業している店舗
- ② 夜時間帯の営業が、午後5時00分から午後6時00分までの時間内に開始する店舗

#### 【制度改正の背景と考え方】

- ・ 深夜営業酒類提供店については、地域住民の利用を主体として、酒類の提供により相互の懇親を深める場として、これまで地域に密着した営業が展開されてきているところである。また、地域住民のほか、ビジネス・観光客の利用も多く、域外からの受入による経済効果にも寄与している。
- ・ コロナ発生前においては、海外から多くの外国人旅行客が本市を訪れるようになり、日本独特の居酒屋は様々な日本食とお酒を同時に楽しめるスタイルが外国人に好評であり、スナック・バーについても夜遅くまでナイト

ライフを楽しむ傾向にある外国人が集う場所としてニーズが高まり、インバウンドに対する観光資源としても着目されてきている。

- ・ しかし、コロナ感染拡大を受け、飲食業は外出自粛や密を避ける動きが広まる中で、売上減少等大きく影響を受けており、特にスナック・バーなど深夜酒類提供飲食店は、国や道による休業協力や営業間短縮の要請によって休業期間が長期化し、客離れが一層進み、など現在も深刻な経営状況が続いている。
- ・ 今回、富良野料飲店組合より市へ提出された要望書の中では、中小企業振興総合補助金における補助対象としてスナック・バーなどの深夜酒類提供飲食店を認めるよう要望があり、本市としてもその内容を踏まえ、補助対象の適否の方向性示す必要がある。料飲店組合加盟店におけるパブ・スナック・バー・居酒屋 23 店舗のうち、午前 0 時過ぎまで営業する店舗は 18 店舗（全体の 78%）となっている。



市の考え方の方向性

- ・ 現状、市の中小企業振興総合補助金では、活用頻度が高い店舗新築改修、新規出店家賃補助などにおいて、飲食業による利用が多く、開業支援の実績を積み重ねてきている。深夜酒類提供飲食店においては、ビル等のテナントとして入居するケースが多く、入退去に伴って内装工事等の改修やオーナーへの家賃の支払が生じ、初期の運転資金の負担が高くなることから、出店を取りやめる事業者も多い。
- ・ コロナ禍の影響が長期化していく中で、店舗の老朽化によって改修経費がかさむことから、自ら廃業する事業者が現れることも今後想定される。さらに密になりやすい空間を持つ深夜営業のスナック・バーなどでは、換気の為の改修工事を迫られるなど経費の負担が今後一層大きくなると思われる。
- ・ アフターコロナ期を見据え、国内、海外からの往来が本格化した場合、深夜営業を行う飲食業の経営は、訪日外国人旅行者によるナイトタイムの娯楽利用（ナイトタイムエコノミー）の観点から、消費やビジネスチャンスの広がりに寄与するものと考ええる。

以上のことから、中小企業振興総合補助金において、深夜酒類提供飲食店（スナック・バーなど飲食業午前0時過ぎまで営業する店舗）の新規開業や事業継続を支援する為、補助対象とすることを検討する。  
ただし、従来どおり風営法の許可を要する店舗や道条例による有害がん具の取り扱い店舗については対象外とする。

・ 主に酒類の提供を伴う店舗の中小企業振興総合補助金の補助対象適否

営業分類	営業時間帯等の要件	補助対象の適否	
		改正前	改正後
765 酒場、ビヤホール	・ 深夜午前0時以降に営業せず、① ②のいずれか営業 ① 11:00～14:00 うち連続2h以上 ② 17:00～18:00 の間に営業開始	○	○
	・ 上記の営業要件を満たさない店舗 ⇒深夜午前0時過ぎの営業店舗	×	○
766 バー、キャバレー、 ナイトクラブ		×	○
上記に該当する店舗でも 風営法第2条第1項の許可を要する営業、同条第5項に規定する店舗	風俗営業許可の種類 1号…キャバクラ、クラブ、ホストクラブ、キャバレー（スナック、ラウンジ、ゲイバーなど） ※ 接待の有無によって判断 2号…低照度飲食店（バー等で10ルクス以下の明るさで営業するもの） 3号…区画席飲食店（5㎡以下の客席で営業するもの） 4号…麻雀店、パチンコ店 5号…ゲームセンター（ダーツバー）	×	×

※深夜酒類提供飲食店の活用が想定される中小企業振興総合補助金メニュー

- ・ 店舗新築改修費補助事業
- ・ 新規出店家賃補助事業
- ・ 新規開業・新事業展開支援事業
- ・ 事業拡大支援事業
- ・ 創業者経営支援事業

